

【資料4-1】

「防災・防犯関係等」について

まず、4ページ「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」をご覧ください。

これは通知に記載してあるように、平成28年8月31日に、岩手県の認知症グループホームにおいて台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者がなくなるという痛ましい被害があったことから厚生労働省から発出されたものです。

広島県においても平成30年7月豪雨により、多数の被害が出ました。

今年の1月24日には政府の地震調査委員会が南海トラフの予測を行っております。

運営基準では通所系サービス、居住系サービス及び施設サービスは非常災害対策計画を作成しなければならないこととされています。近年の気候変動の状況を鑑みると、計画の必要性は増していると思います。

広島県の30年度集団指導のHPに非常災害対策計画のモデルを掲載しております。

一つは北海道、一つは山梨県の非常災害対策計画です。

実地指導や集団指導で利用することについては、2つとも了解を得ています。

参考にしていただければと思います。

平成30年12月に高齢者関係における防災対策の状況を調査させていただきました。

今後もフォローアップの調査が行われる予定です。

14ページ「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」をご覧ください。この通知は広島県HPに掲載しています。

今年の1月8日から公判が行われておりますが、平成28年7月26日に神奈川県障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことにより、社会福祉施設等において入所者の安全の確保に努めていただくよう注意喚起のため発出されました。

この通知に記載してある点検項目を踏まえながら、具体的な防犯対策は警察などに相談していくことが必要ではないかと思います。